

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																	
河原医療福祉専門学校		平成7年3月31日		越智 節也		〒790-0014 愛媛県松山市柳井町3丁目3-13 (電話) 089-946-3388																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																	
学校法人河原学園		昭和60年10月21日		河原 成紀		〒790-0001 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-943-5333																	
分野		認定課程名		認定学科名		専門士																	
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程		社会福祉メディカルソーシャル科		平成23年文部科学省 告示第167号																	
高度専門士		-																					
学科の目的		精神保健福祉士に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とし、社会福祉分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行う。																					
認定年月日		平成29年 2月28日																					
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義																	
3		年		3075時間		1860時間																	
				825時間		390時間																	
				0時間		0時間																	
生徒総定員		生徒実員		留学生数(生徒実員の内)		専任教員数																	
45人		24人		0人		3人																	
兼任教員数		総教員数		13人																			
19人																							
学期制度		■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 定期試験、確認テスト、提出物、授業態度、実習態度、出席率などの資料によって総合的に評価する。																	
長期休み		■学年始:4月1日～7月19日 ■夏 季:7月20日～8月31日 ■冬 季:12月20日～1月7日 ■学年末:1月8日～3月31日		卒業・進級条件		成績評価がすべてC評価以上。原則として出席率90%未満の者は進級、卒業できない。																	
学修支援等		■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 連絡のない欠席については、教員が学生に連絡し状況確認を行っている。欠席遅刻が目立つ学生へは保護者面談を実施。		課外活動		■課外活動の種類 ボランティアサークル、学園祭実行委員 ■サークル活動: 有																	
就職等の状況※2		■主な就職先・業界等(平成28年度卒業生) 精神保健福祉施設、精神科病院 ■就職指導内容 履歴書作成、自己紹介書作成、個人・集団面接練習、お礼状指導など ■卒業者数 9 人 ■就職希望者数 9 人 ■就職者数 9 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 100 % ■その他 ・進学者数: 0人 (平成 28 年度卒業生に関する平成29年5月1日 時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成28年度卒業生に関する平成29年5月1日時点の情報) <table><tr><td>資格・検定名</td><td>種</td><td>受験者数</td><td>合格者数</td></tr><tr><td>精神保健福祉士</td><td>②</td><td>3 人</td><td>2人</td></tr><tr><td>介護職員初任者研修</td><td>①</td><td>9人</td><td>9人</td></tr><tr><td>社会福祉主事任用資格</td><td>①</td><td>9人</td><td>9人</td></tr></table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するを記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄		資格・検定名	種	受験者数	合格者数	精神保健福祉士	②	3 人	2人	介護職員初任者研修	①	9人	9人	社会福祉主事任用資格	①	9人	9人
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																				
精神保健福祉士	②	3 人	2人																				
介護職員初任者研修	①	9人	9人																				
社会福祉主事任用資格	①	9人	9人																				
中途退学の現状		■中途退学者 1 名 ■中途退率 4 % 平成28年4月1日時点において、在学者 2 3 名 (平成28年4月1日入学者を含む) 平成29年3月31日時点において、在学者 2 2 名 (平成29年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 不登校が継続し、心身の療養のため ■中退防止・中退者支援のための取組 家族、病院、スクールカウンセラーと連携する。																					
経済的支援制度		■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 河原学園奨学生制度 (授業料の半額を減免(年額)) ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																					
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																					
当該学科のホームページURL		http://www.kawahara.ac.jp/																					

(留意事項)
1. 公表年月日(※1)
最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください
2. 就職等の状況(※2)
「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。
(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。
※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。
(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進
3. 主な学修成果(※3)
認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係 (1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針 精神保健福祉士養成カリキュラムの開講に加え、学生による関連分野での体験学習やボランティア活動への積極的に参加する。関連分野からの要請を学生自らが直接学ぶ機会を確保し、実践的かつ専門的な職業教育を主体的に実施する。 (2)教育課程編成委員会等の位置付け 学生の就業先となる社会福祉分野における人材の専門性に関する動向や、職域の拡大に伴い新たに必要となる実務に関する知識、技術、技能等を職能団体との連携することで、養成カリキュラムの見直し、変更を重ね、現場に活かせる人材を育成する。 (3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿			
平成29年5月1日現在			
名 前	所 属	任期	種別
越智 節也	河原医療福祉専門学校校長	平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	
河上 忠司	河原医療福祉専門学校教頭	平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	
本田 浩司	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科主任	平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	
月岡 友子	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科教員	平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	
松田 将登	河原医療福祉専門学校社会福祉メディカルソーシャル科教員	平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	
丸田 一郎	愛媛県精神保健福祉士会 顧問	平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	①
山本 隆司	愛媛県ソーシャルワーカー協会会長	平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	①
平田富美香	社会福祉法人きらりの森 施設長	平成29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	③
※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。 ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。) ②学会や学術機関等の有識者 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員			
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期 開催数:年2回 開催時期:11月、3月 (開催日時) 第1回 平成28年11月15日 14:00～15:30 第2回 平成29年3月29日 14:00～15:30			
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況 年2回に実施される教育課程編成委員会では、医療事務の知識はどの分野でも必要であるので、カリキュラム変更は意味がある。法人等の収入支出流れを知ることは、経営的な視点で施設運営を考えられることができるとの意見を頂き、関連する教科の授業改善を行ってきた。さらに学生の表現力が低下している指摘があり、演習の授業では表現力(コミュニケーション能力)を育成することを目的にグループワーク、ロールプレイ、現場職員とのディスカッション等を多く取り入れカリキュラムの工夫改善を行う。特に精神保健福祉士の専門科目について、医療や薬、治療の知識が高められよう精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉の理論と相談援助の展開については事例を取り入れ、理解を深められるように授業を行っている。			
2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係			
(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針 地域に密着した精神保健福祉分野の施設や病院で、実習担当の講習会を受講している方の施設を選定している。実習受け入れ体制が整い、精神保健福祉士に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため企業等と連携して実習指導(実習前・実習中・実習後)を行っている。現場において必要とされる知識・技術・技能を学ぶ。			
(2)実習・演習等における企業等との連携内容 愛媛県精神保健福祉士会顧問が、精神保健福祉援助演習を担当したり、実際にロールプレイや現場に見学に行ったりして、精神保健福祉分野の実践を学んでいる。			
(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。			
科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等	
精神保健福祉援助演習	精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。①総合的かつ包括的な相談援助、医療と協働・連携する相談援助に係る具体的な相談援助事例を体系的に取り上げること。②個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導(ロールプレイング等)を中心とする演習形態により行うこと。	NPO法人ほっとねっと、NPO法人きらりの森、真光園、愛媛県精神保健福祉士会	
精神保健福祉援助実習	精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的なかつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。	NPO法人ほっとねっと、NPO法人きらりの森、真光園	
精神保健福祉の課題と支援	現代社会における精神保健の諸課題と、精神保健の実践及び精神保健福祉士の役割について理解する。	真光園	
社会保障	介護保険制度、労働保険制度、社会福祉制度、社会保険と民間保険と、各制度の概要や現状、今後の課題等を解説する。	愛媛県社会福祉士会	
介護実習、介護実習指導演習	生活状態と心身の状態変化を発見する介護技法の習得を目指す。また安全な住環境整備や福祉用具の概要と活用、社会生活の拡大に関する技法、基本的介護技術の習得も目指す。	ベストケア株式会社	

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

精神保健福祉分野の教育内容や方法の向上を目的とするため、精神保健福祉分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに生徒に対する指導力等の修得・向上を目的とする。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等
第32回中四国精神保健福祉士大会(H28.10.9/10)愛媛県精神保健福祉士会主催認定成年後見人養成研修(H29.4～H29.5計5回)、愛媛県社会福祉士会主催研修スクールソーシャルワーク研修(H29.11.11)
②指導力の修得・向上のための研修等
愛媛県精神保健福祉士会基礎研修、河原学園教員研修(H29.8.31)

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等
愛媛県精神保健福祉士中予地区例会
②指導力の修得・向上のための研修等
日本ソーシャルワーク教育学校中四国ブロック研修(H30.2中旬予定)、河原学園教員研修

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」を踏まえ、学校の教育活動その他の学校運営状況について、学校自ら行う「自己評価」はもとより、在校生の保護者、卒業生、有識者、企業などの役職員が学校関係者として評価に参画し、自己評価の結果を評価することを基本として行う。評価結果は、すみやかに公表し、教育活動その他の学校運営の改善に取り組む。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	組織・管理運営
(2)学校運営	教育
(3)教育活動	基本指標
(4)学修成果	就職指導、学生支援
(5)学生支援	設置基準項目(施設設備等に関する事項)
(6)教育環境	学生の受け入れ
(7)学生の受け入れ募集	財務
(8)財務	設置基準項目、組織・管理運営(法令順守)
(9)法令等の遵守	学校教育以外の諸活動
(10)社会貢献・地域貢献	
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

国家試験合格者の向上のため、自己学習システムを構築するよう検討する。また、3年生のカリキュラムを変更し国家試験対策を重点に置く。特に1年次の学習内容の障害者に対する支援と障害者自立支援制度・現代社会と福祉、2年次の権利擁護と成年後見制度の共通科目について学習を深め、共通科目の知識を深め国家試験合格者の向上を目的とする。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

平成29年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
松岡 さおり	こども未来科在校生保護者	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	保護者
日野 佳奈子	介護福祉科在校生保護者	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	保護者
井上 勝史	メディカルアース合同会社 代表	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	卒業生
小笠原 容子	介護老人保健施設 幸富久荘	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	就職先企業担当者
谷本 賢治	松山東雲高等学校 校長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	高校教員
高石 宏行	ひろ鍼灸接骨院 院長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	地域の有識者
渦尻 敬治郎	社会福祉法人 三善会 理事長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	教育課程編成委員
山本 隆司	愛媛県医療ソーシャルワーカー協会 会長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	教育課程編成委員
井手 裕子	社会福祉法人 愛媛福祉会 未来夢保育園 園長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	教育課程編成委員
増田 和男	松山大学 講師	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	教育課程編成委員
石川 和男	松山東雲女子大学 名誉教授	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	教育課程編成委員
越智 節也	河原医療福祉専門学校 校長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	委員長
田邊 健三	河原医療福祉専門学校 教頭	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	副委員長
河上 忠司	河原医療福祉専門学校 教頭	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	副委員長
村田 景司	河原医療福祉専門学校 教務部長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	学内委員
鈴 武利	河原医療福祉専門学校 教務課長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	学内委員
大西 史浩	河原医療福祉専門学校 教務課長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	学内委員
伊藤 健二	河原医療福祉専門学校 事務長	平成年29年4月1日～平成30年3月31日(1年)	学内委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他())
URL:http://www.kawahara.ac.jp/emw/

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係	
(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針	
高度な職業教育への研鑽を組織的、継続的に推進するためには、組織的、継続的な企業連携が必須とわれわれは考えている。その連携を有意義なものとするためには、企業にとって、学校の教育人材目標やその現状が体制として見えやすいものになっていなければならない。教育課程編成会議、学校関係者評価会議などの会議規程の透明性や開放性はもとより、自己点検評価の各指標全体が検証可能な透明性や開放性を持つことが、そのためにも必須である。その方針の下、われわれは以下の連携指標をもつこととする。	
(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念・目的、沿革、組織・管理運営、設置基準項目(施設設備等
(2)各学科等の教育	基本指標、教育、設置基準項目(学生に関する事項)、設置基準項目
(3)教職員	設置基準項目(教員等に関する事項)
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職指導
(5)様々な教育活動・教育環境	教育活動以外の諸活動
(6)学生の生活支援	学生支援
(7)学生納付金・修学支援	設置基準項目(財務に関する事項)、学生の受け入れ
(8)学校の財務	財務
(9)学校評価	自己点検・評価報告書、学校関係者評価結果公開資料
(10)国際連携の状況	
(11)その他	
※(10)及び(11)については任意記載。	
(3)情報提供方法	
URL: http://www.kawahara.ac.jp/emw/	

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程社会福祉メディカルソーシャル科) 平成29年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人体の構造と機能及び疾病	福祉や福祉政策の存在の基盤となり、またそれらの展開の背景ともなる現代社会について、それがどのような特徴があるかを明らかにする。福祉の思想の基盤とその実現方法に関する哲学的考察をする。	1・後	30	2	○			○		○		
○			心理学理論と心理的支援	人間の生涯にわたる心身の発達と老化に関する心理学的知見を提供し、社会福祉士や精神保健福祉士として対象者への支援を適切に行うための根拠となる心理学的習得を目的とする。	3・前	30	2	○			○		○		
○			社会理論と社会システム	人々の社会行為とは何か、その集合体とは何かについて学び、実際生起している現象を把握すると同時に、その背後にある論理及びメカニズムに注目する。	3・後	30	2	○			○			○	
○			現代社会と福祉	専門職として、体系的な理論と技術、専門職的権威、固有の価値規範、専門職団体の組織化の要件を充足し、自己の判断と決定に基づいて実施できることを目指す。	1, 2・前	60	4	○			○		○		
○			社会調査の基礎	ソーシャルワークという営みは、ミクロな個人、およびその関係性への介入、支援を意味するため、人々の社会的行為とは何か、その集合体とは何かについての理解を深めることが望まれる。	2・前	30	2	○			○				○
○			地域福祉の理論と方法	社会福祉基礎構造改革に基づく、「社会事業法等改正一括法」により、利用者本位の社会福祉の構築と利用者の自立生活を支援する	1・全	60	4	○			○		○		
○			福祉行財政と福祉計画	行財政を福祉の制度的な仕組みと計画の意義についての理解が求められる。	3・後	30	2	○			○		○		
○			社会保障	介護保険制度、労働保険制度、社会福祉制度、社会保険と民間保険と、各制度の概要や現状、今後の課題等を解説する。	3・全	60	4	○			○			○	○
○			低所得者に対する支援と生活保護制度	「貧困」や「低所得者」に関わる問題に触れ、公的扶助の概念と役割及び意義を把握する。その上で、憲法25条の生存権の具現化を図る生活保護制度について理解を深める。	3・後	30	2	○			○		○		

○		保健医療サービス	医療ソーシャルワーカーが保健医療サービスの領域において、利用者のＱＯＬの向上に貢献できるように、他の専門職との連携・協働をどう進めるか、保健医療サービスを支える制度・施設・資格の他、チームアプローチの理論と実践事例を学んでいく。	2・前	30	2	○			○		○		
○		権利擁護と成年後見制度	社会福祉基礎構造改革によって、措置から契約へ転換した社会福祉サービスの利用システムで、「援助」の名のもとに人権侵害をしてしまわないよう人権感覚を身につける。	2・前	30	2	○			○		○		
○		相談援助の基盤と専門職	具体的な援助場面を想定した実技指導を通して、総合的かつ包括的な援助技術および地域福祉の基盤整備と開発にかかわる具体的な相談援助の事例を体系的に学び、専門的援助として概念化・理論化し、体系立てていくことができる能力を取得する。	1・全	60	4	○			○		○		
○		相談援助の理論と方法Ⅰ・Ⅱ	社会福祉士であるソーシャルワーカーが行う業務内容について理論的に論述し、さらにその理論を具体的な方法にまで消化し、ひいては具体的な事例に落とし込んでいく。	1, 3・全	120	8	○			○		○		
○		福祉サービスの組織と経営	従来からの相談援助業務から、幅広く福祉サービスに関わることが期待され、福祉サービス組織の責任者及び福祉施設の施設長、社会福祉法人の役員として、社会福祉士の新たな役割を担う人材を目指す。	3・後	30	2	○			○		○		
○		高齢者に対する支援と介護保険制度	高齢者に対する支援を考える場合、高齢者を総合的に理解すること、そして高齢者を取りまく制度や施設サービスなどの現状や課題等にもむきあい、高齢者のニーズを正しく理解し支援する姿勢が望まれている。	1, 2・後前	60	4	○			○		○		
○		障害者に対する支援と障害者自立支援制度	相談援助の業務サービスを選択できる制度が導入されたことに伴い、相談援助の業務内容もサービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい分野へ拡大してきており、自己決定を促す相談支援のあり方へと変化してきている。このような状況の変化や時代の要請のなか、今の時代に対応できる「社会福祉士及び介護福祉士の養成が望まれている。	1・後	30	2	○			○		○		
○		児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童家庭福祉の制度や施策、実践に関する必要な知識や倫理等を基礎知識とし、より具体的な事例検証に重点をおいて講義をするとともに、ディスカッションをすることで自分の考えを述べる能力を向上させる。	1・後	30	2	○			○		○		
○		就労支援サービス	①相談援助活動において必要となる各種の就労支援制度についての理解、②就労支援に係る組織、団体及び専門職についての理解、③就労支援分野との連携についての理解が求められている。	3・前	30	2	○			○			○	

○			更生保護制度	更生保護制度の概要と医療観察制度の概要を、福祉との関連を踏まえて説明する。社会福祉士による地域のコーディネーターとしての支援が、犯罪や非行をした人に対する地域における総合的支援を可能にすることを学ぶ。	3・前	30	2	○		○		○					
○			相談援助演習	相談援助にかかわる他の教科との関連性を視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助にかかわる知識と技術について実践的に取得することを目的とする。	2, 3・全	150	10		○	○		○					○
○			相談援助実習指導	国や自治体の制度政策に規定された社会サービスとして公私様々な施設、団体、機関で専門職としてのソーシャルワークを中心とする援助の方法を身につける。	1, 2・全前	90	6		○	○		○					○
○			相談援助実習	国や自治体の制度政策に規定された社会サービスとして公私様々な施設、団体、機関で専門職としてのソーシャルワークを中心とする援助の方法を身につける。	2・後	180	12			○		○				○	○
○			日本国憲法	『憲法とは何か』から始まり国民主権/基本的人権/平和主義/統治機構（国会・内閣・裁判所の作用）/地方自治/憲法の改正、といった憲法全体の主要事項の内容を解説しながら、その項目の最高裁判決による判例から、憲法理念と現実社会の動向について学習をする。	1・前	30	2	○		○							○
○			国語概論	的確な国語表現を身に付け、サービス利用者との円滑なコミュニケーションを図る。また適切な敬語表現を身につける。	1・後	30	2	○			○						○
○			国語表現法	日本語の読解を通して語彙力を高め。読む力と書く力を中心に総合的な日本語力を身に付ける。	2・後	30	2	○			○						○
○			英会話	自然な速度における対話の中に生じるさまざまな音の現象（intonation-抑揚、stress-強調、pause-休止、assimilation-同化、linking-音連結など）の基本的知識を得て、各ダイアログに定められた目標を達成すべくアクアウトすることで、コミュニケーションの英語の音声を習得する。	1・前	30	2	○			○						○
○			健康科学	健康の維持、増進ストレス解消、余暇の充実の為に、スポーツをライフサイクルの中に位置づけ、自ら、心身ともに健康な生活を送る態度と幼児や高齢者にも、「健康な生活」の指導ができる生徒を育成する。	1・前	15	1	○			○						○
○			生涯スポーツ	健康の維持、増進ストレス解消、余暇の充実の為に、スポーツをライフサイクルの中に位置づけ、自ら、心身ともに健康な生活を送る態度と幼児や高齢者にも、「健康な生活」の指導ができる生徒を育成する。	1・前	15	1		○			○		○			

○		生活デザイン論	デザインの歴史や今日のデザインからデザインのあり方を学び、創造する目を養う。生活機器や生活空間から色、形、機能を学び、デザインを分類し生活デザインとは何かを考える。	1・後	30	2		○		○				○	
○		衣生活論	グローバル化が進み、品質管理の徹底が難しくなっているが、合理的な衣生活設計の能力向上を目指す。また被服本来の機能と役割、繊維の種類、品質表示、管理方法など賢い消費者としての知識を養う。	2・前	30	2	○			○				○	
○		食生活論	食生活の歴史を理解し、現在の食生活を把握しバランスの取れた食事をとるための特徴を学び実生活に役立つ知識を習得する。	2・前	30	2	○			○				○	
○		住生活論	家庭生活を入れる容器としての住居のあり方と住まいについて考える能力を養い、それらを住まいの計画のなかに取り入れてゆける応用力を習得する。	1・後	30	2	○			○				○	
○		コンピュータグラフィックスI	画像ソフトの使い方をマスターする。画像編集ソフトを使って、簡単な図形を作成することができるようになる。またイラストレーターの使い方をマスターする。	1・前	30	2		○		○				○	
○		健康管理学	健康が自然、社会、文化的環境と深く関わっていること、社会の一員として健康管理、疾病予防早期発見、環境保全についての基礎知識を習得する。	1・後	30	2	○			○				○	
○		栄養学概論	健康と食の関係及び食関連との関係について、栄養素の摂取が具体的にどのように関わっているかを理解する。それらの知識を活かし、健康の維持増進を自らコントロールできる行動力を身に付ける。	1・後	30	2	○			○				○	
○		介護概論	介護実習を通し介護福祉施設及び介護福祉サービス利用者の理解を深める。	1・後	30	2	○				○			○	○
○		介護技術	介護の現場において基礎的な介護技術を活用し、利用者への援助ができることを目的とする。	1・後	15	1		○			○			○	○
○		社会福祉援助技術	自立支援を考える場合に、利用者の人間関係や住環境をふまえた福祉用具活用の重要性を理解し、回想法スキル習得によって個別、集団援助技術を身に付ける。	1・後	15	1	○				○			○	
○		介護実習指導演習	身近な生活課題や地域社会問題の理解と、社会参加の実現を目指す。	1・後	15	1		○			○			○	○
○		介護実習	生活状態と心身の状態変化を発見する介護技法の習得を目指す。また安全な住環境整備や福祉用具の概要と活用、社会生活の拡大に関する技法、基本的介護技術の習得も目指す。	1・後	15	1			○		○			○	○

○		介護保険事務概論	介護報酬請求事務担当者に求められる介護報酬の的確な請求を行う技能の養成を目的とする。	2・後	15	1	○			○			○	
○		介護保険事務演習	介護報酬請求事務担当者に求められる介護報酬の的確な請求を行う技能の養成を目的として事例をあげて実際に学ぶ。	2・後	15	1		○		○			○	
○		人間関係論	人間関係にどのような側面があるのかを心理的に理解し、日々の生活に役立つ視点を得ることを目的とする。	2・後	30	2	○			○		○		
○		レクリエーション活動援助法	だれとでも楽しく交流でき、優しく他の人を支え、ともに生きていける人材を育成する。また、生活の中で余暇を楽しめる技術を取得し、地域再生のよき担い手となる人材育成を目指している。	1・全	60	4	△	○		○	△		○	
○		手話	“手話”というコミュニケーション技法を学び体験することで、聴覚障害者はもちろん、どんな人に対しても豊かな表現力と思いを伝えることができる人材を育成する。	2・後	30	2		○		○			○	
○		卒業研究	社会福祉に関する課題を策定し、的確な方法により解決を図る問題能力に加えて、情報を適切に収集、整理、発信していくコミュニケーション／プレゼンテーション能力を研究活動を通じて習得する。	3・全	60	4	△	○		○		○		
○		ビジネス実務概論	ビジネスの場において、職務を遂行する上で必要なビジネスマナー実務の知識、技術の習得を目指す。	1・前	30	2	○			○		○		
○		ビジネス実務演習	実社会で必要な知識や技術の基礎を学び、新社会人として即戦力になれるよう、知っているからできるまでの演習を繰り返す。	2・前	60	4		○		○		○		
○		情報処理入門Ⅰ	インターネット中心のアプリケーションであるウェブページや電子メールの活用法、オフィスノート基本の文書処理表計算の利用方法や業務への応用方法を学ぶ。	1・前	30	2	△	○		○			○	
○		情報処理入門Ⅱ	ソフトウェア活用能力認定委員会主催のサーティファイExcel表計算処理技能認定試験の合格を目標とし、過去問題を解きながら作成能力を身に付ける。	2・前	30	2	△	○		○			○	
○		生活情報論	私たちの生活において情報や情報処理技術がどのように役立っているかを議論・考察することにより高度情報化社会に対応するために必要な知識や技術を習得する。	1・後	30	2	△	○		○			○	
○		表計算Ⅰ	ソフトウェア活用能力認定委員会主催のサーティファイExcel表計算処理技能認定試験の合格を目標とし、過去問題を解きながら作成能力を身に付ける。	2・前	30	2	△	○		○			○	

○		医療福祉秘書 学演習	患者心理を理解し、患者に何をしてあげられるか、何をしてほしいのかを考え、患者の気持ちに寄り添い、またスタッフからも信頼される医療秘書を目指し、受付から会計、見送りまでの演習を中心として技術を身に付ける。	2・前	30	2	△	○	○			○	
○		医学一般	人体の仕組みとその動きを学ぶ。また薬・検査の基礎知識及び医療用語を身に付ける。	2・後	30	2	△	○	○		○		
○		公衆衛生学	疾病の予防、寿命の延長、肉体的・精神的健康の維持増進や社会環境の問題点などに加え、日本の医療、保険制度などを総合的に学ぶ。	1・前	30	2		○	○		○		
○		医療福祉事務 演習	医療現場において、迅速な診療報酬の算定に伴い、医療事務検定の取得を目指す。	2・後	30	2		○	○			○	
○		医療福祉事務 総論	医療現場における医学、看護学、リハビリテーション学、検査、治療、事務関係、医療用語について知識を高める。また患者、家族の理解、健康障害とその症状に対するケアについても学習を深める。	2・後	30	2	○		○			○	
○		医療福祉管理 特別講義	医療と社会、病院組織と各役割、医療法、医師法、医療情報についての知識を高める。	2・前	15	1		○	○			○	
	○	精神疾患とその 治療	代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解する。精神科病院等における専門治療の内容及び特性について理解する。精神保健福祉士が、精神科チーム医療の一員として関わる際に担うべき役割について理解する。精神医療、福祉との連携の重要性と精神保健福祉士がその際に担うべき役割について理解する。	2, 3・ 後前	60	4	○		○			○	
	○	精神保健の課 題と支援	精神の健康についての基本的考え方と精神保健学の役割について理解する。現代社会における精神保健の諸課題と、精神保健の実際及び精神保健福祉士の役割について理解する。精神保健を維持、増進するために機能している、専門機関や関係職種との役割と連携について理解する。国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。	3・全	60	4	○		○			○	○
	○	精神保健福祉 相談援助の基 盤（基礎）	精神保健福祉士の役割（総合的包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発を含む）と意義について理解する。社会福祉士の役割と意義について理解する。相談援助の概念と範囲について理解する。相談援助の理念について理解する。	2・前	30	2	○		○			○	

○		精神保健福祉 相談援助の基 盤（専門）	・精神保健福祉士が行う相談援助の対象と 相談援助の概要について理解する。・精神 障害者の相談援助に係る専門職の概念と範 囲について理解する。・精神障害者の相談 援助における権利擁護の意義と範囲につい て理解する。・精神保健福祉活動における 総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意 義と内容について理解する。	2・ 後	30	2	○			○			○	
○		精神保健福祉 の理論と相談 援助の展開 Ⅰ・Ⅱ	精神医療の特性（精神医療の歴史・動向や 精神科病院の特性の理解を含む）と、精神 障害者に対する支援の基本的考え方につい て理解する。・精神科リハビリテーション の概念と構成及びチーム医療の一員として の精神保健福祉士の役割について理解す る。・精神科リハビリテーションのプロセ スと精神保健福祉士が行うリハビリテー ション（精神科専門療法を含む）の知識と 技術及び活用する方法について理解する。・ 精神障害者を対象とした相談援助技術（個 別援助、集団援助の過程と、相談援助に係 る関連援助や精神障害者と家族の調整及び 家族支援を含む）の展開について理解す る。・精神障害者の地域移行支援及び医療 機関と地域の連携に関する基本的な考え方 と支援体制の実際について理解する。・精 神障害者の地域生活の実態とこれらを取り 巻く社会情勢及び地域相談援助における基 本的な考え方について理解する。・地域リ ハビリテーションの構成と社会資源の活用 及びケアマネジメント、コミュニティワー ク（地域相談援助に係る組織、団体、関係 機関及び専門職との連携についての理解を 含む）の実際について理解する。・地域生 活を支援する保健、医療、福祉等の包括的 な支援（地域精神保健福祉活動）の意義と 展開について理解する。	2, 3・ 全	120	8	○			○			○	
○		精神保健福祉 に関する制度 とサービス	・精神障害者の相談援助活動と法（精神保 健福祉法）との関わりについて理解す る。・精神障害者の支援に関連する制度及 び福祉サービスの知識と支援内容について 理解する。・精神障害者の支援において係 わる施設、団体、関連機関等について理解 する。・更生保護制度と医療観察法につい て理解する。・社会資源の調整、開発に係 わる社会調査の概要と活用について基礎的 な知識を理解する。	2・ 前	60	4	○			○			○	

[illegible]

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
成績評価がすべてC評価以上。出席90%以上 全ての必修科目を履修する。	1学年の学期区分	2期
	1学期の授業期間	15週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。